

國學院大學學術情報リポジトリ

近世後期における相撲年寄の免許発給と在方統制

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 齊藤, みのり, Saito, Minori メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000444

近世後期における相撲年寄の免許発給と在方統制

齊藤 みのり

はじめに

近世後期において、相撲年寄^{〔1〕}は江戸の四季勸進相撲の興行運営の他、地方巡業の主体を担っていた。先行研究において高栳利彦氏は、安永二年（一七七二）に出された相撲興行において相撲を渡世とする者のみが木戸銭を取ることができ、素人が興行をする場合は相撲渡世の者と対談の上で勸進興行を催す事を認める趣旨の触^{〔2〕}について、「対談の上」というのは、金銭を支払って「土俵免状」の許可を得るといふ内実を含んでいるが、これはすなわち、相撲年寄と在方の者の興行契約に他ならなかったと言^{〔4〕}える。

このため相撲年寄は、地方興行を安定的に進める目的で在方相撲興行の勸進元と関係を緊密化していった。一方在方側も、安永二年の法令により、相撲興行独占権が相撲渡世集団に付与された以上は相撲年寄との関係を緊密化せざるを得なくなった上、相撲年寄の「弟子」になることで、幕府の風俗統制に対し安定的な興行を行える利点が存在した。^{〔5〕}結果的に相撲年寄は、江戸以外にも様々な地方に多くの弟子を抱えることとなった。新田一郎氏はこの事について、十八世紀以降に江戸の相撲年寄が在方のセミプロ相撲集団の指導者に故実免許を交付し門弟化することで、在方

の相撲に故実と正当性を供給する一方、彼らを支配下に納めることで、巡業拠点の確保や弟子の供給を始めとした利点を持っていたと指摘している。⁽⁶⁾

この在方相撲の正当性を物質的に証明するものが、在方に向けて発給される紙媒体の免許状である。免許と言っても、吉田追風家が発給した代々の木村庄之助や式守伊之助、相撲年寄への免許状・証状や、横綱免許状とは違い、相撲年寄が発給するもので、相撲年寄の在方支配において重要な意味を持っていた。在方への免許状は相撲年寄にとつて、与えた者が管轄する地域が自らの統制下にあるという意味を持つものであった。一方、在方でこの免許を持つ者と持たざる者の間には明確な格差が存在し、在方での渡世に対し大いに影響を与えたと考えられる。

本論では、この在方への免許そのものや、在方相撲社会の支配が関わる史料に焦点を当ててみたい。なお、相撲年寄の免許や在方社会の門弟について、高埜氏の先行研究の中で少々触れられており、天保期以降、江戸相撲年寄―目代―世話人―門弟という序列を以て、在方の相撲興行の担い手が組織化されたことを指摘しているが、あくまで江戸と在方間の擬制的な「師弟関係」について、ごく少数の免許の型から表面的に触れるのみに留まっている。

そこで本稿では、今までの相撲研究でほとんど触れられてこなかった免許について、特に免許の種類や文言、免許が持つ意義や権威の象徴性、在方の相撲集団に与えた影響、統制の道具としての面について具体的に探っていくことを目的とする他、在方側の史料も使用し、免許が交付された先の相撲社会に対してより深く切り込んでいきたい。

第一章 免許状の種類

近世相撲社会において、免許状がいつ頃から発給されるようになったのかは具体的には不明であるが、寛政十二年

に当時の木村庄之助が下野国芳賀郡在住の波風角右衛門へ発給した門弟免許が残っており、寛政年間には既に発給されていた事が確認できる。相撲の免許状と言っても、いくつかの種類が存在する。ここでは、相撲年寄が発給した免許の種類を概観してみたい。なお、高埜氏が先行研究において、「故実門弟」「相撲世話人」「相撲目代」の免許については既に言及しているため、この三種はここでは史料は挙げずに、概略に触れるのみに留まる。¹⁰⁾

高埜氏の論考で「故実門弟」として取り上げられた門弟免許は、地方の者が江戸の相撲年寄の門弟となる事を許可された免許を指し、多くの在方相撲取を始めとする興行の担い手に発給された。先述した木村庄之助の波風角右衛門宛免許もこれに該当し、記載人物を門弟に加える旨が明記されている。

一方世話人免許は、普段より近郷の門弟衆中を始めとする在方相撲社会を取り締まる他、相撲年寄から発せられる統制令を実行し、地方で問題が起こった際に解決する役割の人物である「世話人」を任命するものである。この世話人免許の場合は、既に門弟となっていた者に対して発給されていた。なお場合によっては、この世話人より上位の存在で、同じく在方相撲社会を統括する「目代」も設置されることがあり、これを任命する免許も発給されていた。こちらも、地方門弟の取締や江戸より命じられる統制の実行といった、諸権限を付与されていた。

人に関するものではなく、設備の使用を許可する免許も存在する。その代表例が土俵免許であろう。江戸でも使用される屋根付き四本柱の土俵を奉納し、その使用を許可するものである。具体的には、〈史料一〉のような物を言う。

〈史料一〉 嘉永七年 江戸相撲年寄四本柱・土俵永代奉納状¹¹⁾

(箱書・包紙上書省略)

四本柱土俵奉納免許

一、信州高井郡赤野田村産神明宮江心願二付、年々神事・御祭礼之節、永代四本柱土俵致奉納置候処実正二御座候、然上者御村方御若衆中并二御世話人衆中末々二至迄、御当日相撲無滞御取立可被下候、依而如件、

江戸相撲年寄

嘉永七寅年

奉納主 境川浪右衛門印

君ヶ嶽助三郎[㊦]

御若衆中

御世話人衆中

右は、信濃国高井郡赤野田村（現長野県長野市若穂保科）の産神明宮の祭礼の奉納相撲において、四本柱の土俵の使用を免許したものである。相撲年寄の境川浪右衛門と、江戸相撲取の君ヶ嶽助三郎が連名で記載されている。

四本柱の土俵は、相撲年寄からの奉納状が多く存在する。例えば、信濃国高井郡箕作村（現長野県下水内郡栄村）鎮守豊高島神社に四本柱土俵を奉納した嘉永四年八月付けの奉納証状¹²は、行司にして相撲年寄の二枚鑑札である十二代木村庄之助他、取次と同地の相撲取計三名の連名で村の若衆宛に作成されている。その前文は、同村の鎮守へ心願につきこの度四本柱の土俵を奉納する、と言った内容であるが、その後「然ル上者神事之時々其筋江申達、不筋之儀無之様幾久しく可被相用候、若業之者罷越彼是之儀申候ハ、此書付ヲ以可被申談候」と続き、祭礼奉納相撲の際の使用規定と、難詰する者が現れた際の正当性を示す物的証拠として、奉納証状を使用する事が記されている。この点から、免許と明確に記されていないとも、奉納状は内容的に免許状と同義と見ても良いだろう。

奉納相撲に関しては、土俵以外に太鼓槽の免許状も存在する。江戸相撲において、太鼓槽は幕府から興行許可を得

ている証でもあった。その太鼓槽を地元でも使用出来るというのは、在方にとって大きなステータスとなったと考えられる。例えば信濃国諏訪郡矢ヶ崎村では、嘉永元年八月に、鎮守祭礼の際に太鼓槽を免許するという内容の免許状が発給されている。回向院の太鼓槽は、門前に組まれ、神を招き、興行開始を周辺に知らせる役目を果たしたと考えられている。在方に交付される太鼓槽免許も祭礼に関するものであり、奉納相撲と連動したものであろう。

また、在地の相撲集団の一員であった子供相撲に関わる免許も存在する。これは、今までに挙げた門弟・世話人免許や土俵免許に比べると少々特殊であるが、免許の種類の一例としてここに挙げたい。

〈史料二〉 弘化二年八月 浦風林右衛門子供相撲免許状¹⁵

子供相撲免許

一、当御町内八幡宮御神社毎年八月朔日神事・御祭礼之節、子供相撲取立候儀、右子供たり共名目無之候而者難相成二付、相勤候子供儀者以来我等門弟ニ致置候間、左様御心得末々ニ至迄相撲御取立可被成者也、仍如件

吉田逐風門人

弘化式乙巳年

相撲年寄

八月 日

浦風林右衛門印

直政（花押）

信州佐久郡小諸荒町

元ノ衆中

木村伊一郎取次

〈史料二〉では、信濃国佐久郡小諸荒町の鎮守（現長野県小諸市荒町）祭礼の際に子供相撲を取らせることについて、名目無しに行う事は宜しくないとして、祭日の子供相撲に参加する子供の相撲取は浦風林右衛門の門弟とするという内容である。ここでは、在方相撲取を通して、子供相撲にまで相撲年寄が支配を深めている事が窺える。

普段から、同地の相撲取達が子供相撲に対し稽古をつけていたであろう事は、祭日子供相撲の存在から予測可能であるが、浦風林右衛門はこの子供相撲をも取り込む事を目論んでいるようである。その裏には、自身の縄張りでも優秀な人材を幼い頃から押さえる事が出来る利点もあると推測出来る。

相撲年寄が特定のテリトリーを持つ事で弟子の確保に利点があったことは、土屋喜敬氏の先行研究で既に指摘されているが¹⁶⁾、同地の例を見る限り、その範囲を子供にまで広げ、その成長度合いや怪童力士としての価値によっては相撲年寄の正式な門下に勧誘し、江戸相撲の相撲取として入門する、という流れも形作られていたと推測出来る。また在方のセミプロ相撲集団としても、子供相撲に対して江戸からのお墨付きをもらう事に意義があり、子供相撲開催に際する不安材料を払拭できる他、相撲取を志す子供達が江戸の相撲年寄の門弟というネームバリューに惹かれて集まるといふ、渡世集団の人材確保としての利点が存在する。

この他、初期の免許の中には、在地での相撲そのものに対する免許も存在する。次の〈史料三〉はその一例である。

〈史料三〉 文化七年八月 浦風林右衛門村相撲免許状¹⁷⁾

証状之事

其御村方鎮守ニ而、毎年七月廿四日相撲稽古相催候儀、先師匠方稽古場所ニ仕来り候二付、外相撲渡世のもの差

障候義者有之間鋪候、尤相撲作法之通り猥成義一切無之相慎稽古可有之候、依而証狀如件、

江戸相撲年寄

文化七午年

三代目

八月吉日

浦風林右衛門^印

長瀬村

門弟衆中

内容としては、以前より定日に長瀬村（現長野県上田市長瀬）鎮守にて稽古相撲を開催してきた事に対し、他の相撲渡世人から迷惑を蒙る事があつてはならないという門弟の渡世活動の庇護と、その風紀の引き締めによる統制が記されている。内容を見る限り、相撲興行の免許と言うよりも、在方の門弟に対して庇護と統制を付与する事によって、相撲年寄の支配体制の強化を図る免許と推測出来る。ここでは、このような免許を便宜的に「相撲免許」と呼称したい。管見の限りでは「相撲免許」の類は以後の時代に見られないため、免許制度の黎明期に発給された免許状であつたと考えられる。

以上に挙げてきた免許だけでは、全ての免許状の種類を網羅できたわけではないだろう。しかし免許状には、少なくとも門弟・世話人を始め、土俵、太鼓櫓、子供相撲などがあり、初期には在方相撲そのものに対する免許状、すなわち「相撲免許」も交付されていたことがわかる。これらは、元々門弟がいる土地に対し重ねて発給される種類のものが多いことから、ただ門弟として認可するだけで在方相撲集団が江戸相撲年寄の完全な統制支配下に入る訳ではなく、複数回且つ多種類の免許発給による重層的な免許構造の上に、在方のセミプロ集団が存立されていたと考えられ

る。

また、これらの免許が江戸相撲に連なる事を保証する点も注目し値する。これも、セミプロ相撲における正当性の主張が在方で行われていた事の裏返しであり、在方側が故実や正当性を求める需要があった事を示している。これらの特徴から、免許状の交付が、門弟である事を認可する以外にも多様な認可を与えることで、より強固な在方統制に繋がっていた事が確認できる。

第二章 免許状と權威

一 相撲年寄と免許の発給形態

一般的に免許状に記載される相撲年寄は、一枚の免許状につき一人である。しかしながら、免許状の発給者の部分に、単独ではなく部屋繋がり（18）の年寄名跡の名が書かれる場合もある。その例が、次に挙げる〈史料四〉である。

〈史料四〉弘化三年十月 湯原村観音縁日相撲興行免許（18）

免許

信濃国佐久郡湯原村住

平林彦左衛門殿江

一、其村方秩父三拾四番観世音菩薩奉写建立致候二付、御縁日之砌相撲四本柱土俵古実沙法（作か）之式、此度我等心願
二付奉納致候間、末々至迄御取立可被下候、依而証状如件、

弘化三丙午年

十月

本朝相撲司御行司

吉田豊後守追風

二十一代

日本相撲行司目附

五条殿家

木村庄之助

正武印（花押）

相撲年寄

木村瀬平印

〔史料四〕は四本柱土俵の免許だが、ここに記される木村庄之助は立行司の最高位であり、当時は相撲年寄との二枚鑑札の名跡であった。その立行司と連名で署名している木村瀬平も相撲年寄であり、この二代目は元九代木村庄之助と、木村一派の中でも重要な名跡であったようである。¹⁹⁾なお、本史料の木村瀬平は恐らく三代目と考えられる。

木村瀬平が免許状に連名している事実は、免許の発給先である信濃国佐久郡湯原村（現長野県佐久市湯原）の相撲基盤を、木村庄之助を頂点として一派内の相撲年寄との連動支配を行っていたことの表れであろう。すなわち同地域は、江戸側の実際の支配業務や取次となる者は木村瀬平であったが、免許の発給は、木村一派の最高責任者たる木村庄之助の許可が不可欠であったと考えられる。

この事実からは、免許状がその一派の筆頭名跡だけでなく、それに連なる名跡が署名することは可能であったこと

が理解できる。ただし筆頭名跡の許可と連名が前提で、独立した発給の形態や経路は持つことが出来なかつたのであろう。⁽²⁰⁾一派閥に相撲年寄が複数存在する場合、実際の免許発給はすべてその一派のトップが牛耳っていたことがわかる。

また少数ではあるが、師匠や部屋などの繋がりが無い複数相撲年寄名跡の連名で作成された免許状が存在する。複数名跡の連名で発給された免許の例としては、下総国海上郡飯岡の博徒飯岡助五郎宛に、直接の師匠である玉垣額之助の他に八人の年寄の連名で発給された世話人免許が既に挙げられているが、この事例について高埜氏は、助五郎の縄張りで興行をするために、玉垣以外の年寄達が、仲間として助五郎を世話人に任じることで巡業の世話を依頼することを可能にしたものと推測している。⁽²¹⁾

しかし、次の〈史料五〉も複数名跡の連名の一例であるが、飯岡助五郎の事例とは毛色が異なるようである。

〈史料五〉 文久元年 水内郡倉井村四本柱土俵免許状⁽²²⁾

四本柱土俵免許

一、其御村方鎮守天満宮毎年御祭礼之節、永代四本柱土俵致免許置候間、末々迄御世話人中当日相撲御取立可被下者也、

一、御公儀様御法度之儀者不申及、相撲場所勿論平日猥成儀不致様相慎可申候、依而免許如件、

吉田追風門人

相撲年寄

阿武松庄吉印

文久元年酉年

同

境川浪右衛門^印

同

浦風林右衛門^印

信州水内郡倉井村

御役人中

世話人

御若者中

取次

獅子ヶ洞八藏殿

本史料は、信濃国水内郡倉井村（現長野県上水内郡飯綱町）に交付された土俵免許である。免許事項と在方相撲取の風紀統制を記したごく普通の免許状であるが、阿武松、境川、浦風という別名跡の相撲年寄三名の連名で作成されている。⁽²³⁾ 地域を統括する人物ではなく、毎年恒例の祭礼で使用される場所とその関係者に対し発給されたものであるため、助五郎の事例のような特定の人物と年寄の師弟関係が起因となったものではないだろう。

〈史料五〉の連名理由に考えられることとしては、同地の周辺地域が三人の相撲年寄の支配交錯地であり、三年寄がそれぞれ同地へ門弟免許を発給し、免許を受けた門弟達が村の祭礼相撲で取り組みを行う他、三年寄の江戸の弟子も巡業で訪れ、祭礼相撲に参加した可能性が挙げられる。このため、祭礼に使用される土俵の免許も三年寄の連名で作

成されたと考えられる。

このように免許を発給する名跡は、一派内で複数の相撲年寄を抱える場合、その一派のトップが免許発給の決定権を握っていた。さらに、相撲年寄の支配地には、他相撲年寄との交錯地が存在し、その門弟集団が合同興行を行う場合やその興行地（四本柱土俵）を確保する場合、円滑な興行運営及び相撲取の統括のため、すべての相撲年寄から認可を得る必要があったと推測される。

二 免許状の書式と権威効力

続けて、免許状の内容にも踏み込んでいきたい。相撲免許状の文面・署名に注目すると、相撲年寄や時代によって差異があることが確認出来る。例として、次の二つの門弟免許を提示したい。

〔史料六〕寛政十二年 相撲力士入門証^{〔24〕}

免許

野州芳^{〔實〕}か郡之住

浪風角右衛門儀

右相撲力士之門弟二召加え候、於何国ニも紛無之者也

寛政十二申年

霜月日

本朝相撲司御行司

吉田 追風 十九代

薮二伝左中持殿家(將)

木村若狭守正規

日本角力行司目付

木村庄之助

正武(花押)

〔史料七〕嘉永五年正月 吾妻郡岩下村出身相撲門弟免許状(包紙ウハ書)

一 免許 岩瀬川茂助

免許

一、其許儀相撲執心二付、此度我等門弟相加置候処実正也、然ル上者何国迄茂紛無之者也、左候得者 御公儀
様御法度之儀者不申及、相撲場所者勿論、平日共猥成儀決而不致様相慎可申候、依而免状如件

吉田追風門人

嘉永五子年

相撲年寄

正月

浦風林右衛門(印)

直政(花押)

上州吾妻郡岩下村之住

岩瀬川 茂 助殿

〈史料六〉は一章でも触れた寛政期の門弟免許状であり、下野国芳賀郡在住の者を門弟とする内容を一、二行で記し、相撲年寄木村庄之助の署名と、宛先を書くというごく簡潔なものである。一方、〈史料七〉は〈史料六〉より発給時代も下った嘉永期の免許で、相撲年寄も別名跡の浦風林右衛門であるが、上野国吾妻郡岩下村（現群馬県吾妻郡東吾妻町）の者を門弟に加える内容の他に、取締事項が付け加えられている。

免許内容の基本文面は、宛名・署名・認可事項が必ず記される。管見の限り、十九世紀初頭の門弟免許などは、これらの最低限の記述のみで成立しているものが多いが、文政―天保期頃より、土俵・世話人免許などを中心に、基本事項に加え地域での渡世の保証が記されるタイプの他、在方相撲取の風紀統制や、相撲社会内の禁則事項を記しているタイプなど、基本書式が広がっている。²⁶ 免許による統制の具体的な内容については三章にて検討するが、時代の経過による免許の重要性の上昇と効力拡大が見て取れる。

また免許状の署名や宛名の位置も、時代や相撲年寄により様々であることがわかる。時代が下るにつれて宛名が文末に記される傾向にはあったようだが、弘化年間の木村庄之助・木村瀬平の免許である〈史料四〉において本文より先に宛名が記されていることから、誰に対する何の免許という必要事項と宛名・署名が必須であるほかは、相撲社会内全体での厳格な規定は存在しなかったようだ。

渡世の保証や取締事項が加えられている免許の発給拡大は比較的時代が下った後のことであり、前述のように文政―天保期頃から確認できる。これは、一章にて触れた「相撲免許」の消滅時期と前後しており、役割が他種類の免許に吸収されたことを示している。すなわち、免許状の形態や種類が細分化され確立した後は、「相撲免許」は発給する意義が弱くなって徐々に消滅していき、替わって〈史料三〉に記されているような庇護・統制文言は、時代が下ると

世話人免許や土俵免許などに記されるようになった。相撲集団の渡世基盤の確立とともに、世話人免許、土俵免許等の効力が拡大、強権化されていったと言えよう。

この一方で、相撲年寄によつては署名の差も現れていることも分かる。(史料六)の木村庄之助は、免許を与える文面に関しては簡潔だが、自らの署名部分の肩書きについては「本朝相撲司御行司 吉田追風十九代 藪二伝左中持殿将家 木村若狭守正規 日本角力行司目付」と詳細である。署名の詳細さは、代々の「木村庄之助」の免許状でも見られる特徴である。実際、(史料四)の木村庄之助は(史料六)より後代の者だが、同様に「五条殿家」をも加えた長い肩書きが記されている。高埜氏は木村庄之助の肩書きについて、「藪家・五条家との関係を、従来からの吉田善左衛門(追風)と並べて誇示している。新たな権威として、文化期以降、諸公家に接近し、朝廷権威を希求するように傾斜していった」と指摘している。⁽²⁷⁾一方(史料七)の浦風林右衛門は、署名の肩書き部分は「吉田追風門人 相撲年寄」と、木村に比べ簡潔である。この特徴は、(史料三)(史料五)に記される代々の浦風林右衛門にも表われている。⁽²⁸⁾長い肩書きを記す相撲年寄は木村庄之助以外にも存在する。その代表例が、次の伊勢ノ海五太夫である。

〔史料八〕万延元年九月 祭礼相撲土俵之事 (一九三四年建立 乙女村八幡宮由来之碑)⁽²⁹⁾

(正) 八幡宮由来之碑

祭礼相撲土俵之事

一、野州都賀郡乙女村鎮守正八幡宮、祭礼相撲土俵之義は年々九月朔日に相定め申候処、四代目伊勢ノ海宗五郎奉納仕候処、此度相改土俵免許差遣申候処実正也、然る上は外同職之者罷越候ても右土俵へ決て差構申間敷候、依て免状如件

本朝相撲之司御行事廿二代

吉田追風末流

式守七代目

伊勢ノ海五太夫

長広（花押影刻）

万延元年

九月日

乙女村

御世話人御中

是の八幡宮は、掛けまくも恐き菅田別命を齋き祀る御社にして、其の御創立は詳かならねど境内に生繁る老杉松は幾百年の古きを物語るものなり、而して今の御本社は靈元天皇の貞享二年の改築、拜殿は大正七年の再建なり、例祭は古くは旧八月十五日なりしを、万延の頃より九月朔日に變り、（中略）古伝に旧八月十五日の祭に余興として子供角力をなすの例なりしか、後若衆角力となりいよ盛となれり、然るに其頃鑑札を有する力士達、その中にばに押寄せ花錢を奪ひ去るなど乱暴甚しく、折角の余興も止むの外なきに至らんとするを、万延元年、時の青木市郎兵衛氏区民を代表して江戸に上り、角力協会を訪ひ事の由を訴へ、伊勢の海五太夫を聘し奉納の土俵入をなし、上記の免許状を受け、以後今日の如く盛大なる角力を成得るに至れるは、げに同氏の尽大なる賜といふべきなり、（後略）

〔史料八〕は、現在の栃木県小山市乙女の八幡宮に建立された石碑の金石文である。ここに登場する伊勢ノ海五太夫

は三代目であり、前名を二代目伊勢ノ海村右衛門と言った。³⁰この伊勢ノ海村右衛門が発給した免許が存在するか、³¹この中での肩書きは、「江戸年寄 伊勢ノ海村右衛門廻」という簡素なものであった。伊勢ノ海五太夫という名は、門下から式守伊之助の初代を輩出し、絶大な権威を持っていたとされる年寄名跡伊勢ノ海の初代の名であり、特別な意味を持っていたと考えられる。名跡を継承したことで、この肩書きの権威を知らしめるため、免許にも〈史料八〉のような大仰な記し方をするようになったのだろう。

このように特定の名跡は、自らの由緒をより前面に出す傾向にある。立行司「木村庄之助」に、式守の師匠姓にして行司と年寄の二枚鑑札「伊勢ノ海五太夫」はその筆頭格であった上、この二名跡は、寛延二年（一七四九）に相撲集団に権威と格式を付与するため、相撲故実を求めて当時の吉田善左衛門（追風）に入門した木村庄之助と伊勢ノ海（式守）五太夫の流れを汲んでいること³²もあり、肩書きに現れる権威には強い思い入れがあったことだろう。このような長い肩書きは、在方の者に自らの権威を知らしめる際、より権威を強調することが出来る手段でもあった。

また〈史料八〉は、鑑札を持っていた在方相撲取達が祭礼興行時に行った横暴に対抗し、この三代目伊勢ノ海五太夫に直談判したという背景が伝わっている。元々鑑札（免許）を有していた在方相撲取と村方の祭礼世話人の間にトラブルが発生しており、免許を持たなかった村方世話人が江戸に働きかけて自分たちに免許を発給してもらい、旧権力の威を借る在方の相撲取に対抗していることがわかる。免許を受ける側が、旧制権力から免許を更新し、当時において権威が大きい相撲年寄を後ろ盾とすることで、自分たちの正当性を主張し、在地での興行に役立てていたことが明らかになるとともに、当時在方側から江戸の相撲年寄へ働きかけが行われていた事実を伝えている。

以上のことから、相撲年寄の免許状書式は各々の相撲年寄に任されており、最低限のルールの他は明確な規定が存在しなかったと思われる。また一部の免許状は、「相撲免許」の消滅前後で文章形態が変化したと考えられる。さら

に、特定年寄の署名・文章形態の違いは、その相撲年寄が持つ權威を前面に押し出す表れであった。在方・江戸相撲両方へ強調してアピールするため、故実や肩書きをより明確にする動きが生まれたと言えよう。これに合わせて、在方もより大きく新しい現在の權威にすり寄り、旧権力から更新する者達が現れていた。

第三章 相撲年寄と地方門弟

一 免許状と在方統制

相撲年寄が発給する免許状の中には、他所から来た相撲関係者や、江戸相撲を破門された者への注意などが記される場合もある。このような内容が記されているのは、門弟免許ではなく、世話人免許など比較的高位な在方の責任者に向けられたものが中心である。高埜氏も、世話人免許の中で近郷の他の門弟の取締の他、江戸表からの破門など差構えの者を一宿も同伴させないといった統制事項が記されている例を挙げており、このような世話人免許が一般的なものであったことが窺える。³³⁾

では、世話人に課せられた取締の詳細とは主にどのようなものがあつたのだろうか。次の〈史料九〉〈史料十〉から確認していききたい。

〈史料九〉嘉永五年八月 高橋村相撲世話人免状³⁴⁾

世話人免状之事

一、其許義、相撲執心其時々実抵二世話致居申候二附、此度相改当国世話人二取立申候所実正二相違無之候、然

ル上は 御公儀様御法度之義は不及申二、相撲作法急度相守可申候、興行之場所は勿論、神事祭礼寄相撲等有之候節は不埒之儀無之様平日共万端心掛可申候、且其師匠之文通も無之場立業道致候ものと同宿同伴致間敷候、若左様之族有之候ハ、誰人之門弟たり共相糺可被及早通候、為後日証状仍て如件

嘉永五年

江戸年寄

子八月四日

伊勢ノ海村右衛門印

野州都賀郡高橋住

錦嶋八五郎との

〔史料十〕 文久元年八月 浦風林右衛門相撲世話人免許状(35)

相撲世話人免許

一、其許儀年来相撲門弟ニ致置候所、実牒ニ付、此度相(摸)□門弟世話人ニ致置候処実正也、然ル上者何国迄も紛
□、左候得者、御公儀様御法度之儀者不及申、勸進相撲者勿論、神事祭(礼か)□罷越候共、別而相慎、決而かさ
つヶ間敷儀無之様可仕候、
一、江戸表其師匠々々々書状不附、壹人立ニ罷越候相撲取与□□勿論、決而世話等仕間敷、若隠し世話等仕候
ハ、同様差構可申候、身持不埒成義之門弟破門致候ハ、早速構状通達可申候、門弟中江甲々触(甲)可知候もの
也、

一、駄賃帳面之儀者不容易儀ニ付精々心付、方一右之帳面取拵徘徊致候者有之候ハ、縦令他之門弟たり共能々

□□江戸表江可申越候事、

右之条々堅相守ニおひてハ、相撲世話人相違無之者也、仍而免許状如件、

吉田追風門人

相撲年寄

文久元年

浦風林右衛門印

辛酉八月

直政(花押)

信州筑摩郡両瀬村

両瀬川八郎右衛門殿

〈史料九〉は、野州都賀郡高橋（現栃木県小山市高橋）在住の門弟に向け、〈史料八〉の伊勢ノ海五太夫と同一人物である伊勢ノ海村右衛門が発給した免許である。内容は、世話人の任命と風紀統制の他、江戸の師匠の書状を持たずに相撲に参加する者と同宿同伴してはならないこと、若しそのような者がいた場合、誰の門弟であっても糺明し、直様通達することを記している。この記述からは、師匠となる相撲年寄から独立して相撲を行う者と、それを世話する者が実際にいた事がわかる。また江戸相撲年寄の書状は、命令や許可を与える物にとどまらず、所有者と未所有者を区別する文字証拠かつ物的証拠として扱われていた。

さらに〈史料九〉には、右のような者がいたならば誰の門弟であっても糺し、すぐに通達するようにと文中にある

ことから、相撲年寄間で一定の相互礼明効力を認めていたことがわかる。相撲年寄の縄張りや権威が侵された場合に、事を荒立てないようにするため決められた予防策でもあったのだろう。

一方〈史料十〉は、信州筑摩郡両瀬村（現長野県松本市中川）の門弟に向け発給された浦風林右衛門の世話人免許状である。この二条目前半には、〈史料九〉と同じように、相撲年寄の書状も無く「壹人立」で訪れた者の世話をしてはならず、破った場合差構（追放・破門など）とすることが記されている。こちらでも、相撲年寄の元から離れて単独行動する者が問題視されていたことがわかる。加えてこちらでは、在方でこの取り決めに破った者に對する具体的な処分内容も記されており、統制の厳格化が窺える。二条目後半には、身持不埒につき破門した門弟は浦風より構状で通達することと、これを在方門弟中にも触れ知らせよといった内容が記されている。問題がある者を破門した場合、構状を廻した上で周辺地域の門弟にも知らせ、在方相撲社会からも追放するという、厳しい措置が執られた。これらの処罰により、処分者・破門者は相撲社会に参加不可能となり、公的な相撲渡世を送れなくなるのである。⁽³⁶⁾

高埜氏の研究で紹介された世話人免許状にも、「江戸表より不埒二付き差構え候者ハ廻文を以て申し遣し候間、一宿同伴致させまじく候」と記されており、江戸相撲からの破門者が相撲渡世を出来ないよう、支配地に通達していた事がわかる。このような処罰者の統制は、在方相撲取の社会内まで適用されていた。すなわち当時の相撲社会には、武家社会における奉公構のような処罰が機能していたことが指摘できる。これらの統制内容は、破門・追放した者を在方相撲から排除することで在方を支配・統制下に確実に置き、相撲社会の体制を維持する一方で、免許状やその他書状をもって渡世を行う在方の者の地位を相対的に上昇させる効果を持っていた。

また〈史料十〉は、駄賃帳面で問題が起っていることがわかる。この駄賃帳面とは、江戸の相撲取が使用するこ
とが出来、宿駅などでの便宜を保証する一種の証明書である「絵符帳面」のことと思われる。⁽³⁹⁾ 本史料では、この帳

面を拵えて在方で行動する者がいたならば、他の年寄の門弟であっても、江戸に届け出るようにとの命令も記されている。本文は、プロの者にのみ認められた公的権利を利用出来ないにもかかわらず、本来の権利を逸脱した行為が横行しており、江戸相撲年寄からも問題視されていたことを示している。

ここで注目すべき事は、〈史料九〉〈史料十〉で挙げた在方相撲の統制内容から、世話人が明確に相撲年寄側からの意向を反映する役割として位置づけられていることが確認できることである。新田氏が指摘したように、元々は在方側の仲介役で在方興行の主体であった世話人・目代だが、⁴⁰統制権限が「相撲免許」による全体的なものから世話役・目代に移行されたことで、次第に在方相撲取の取締を、江戸を頂点とする相撲社会の組織の末端構成員として担うようになり、結果的に地域における権勢が増していったと思われる。このような、世話役などの在方相撲の中心者の権威がわかりやすく現れたものが、後述になるが「在方相撲責任者が発給した門弟免許」の存在であろう。

近世後期の在方相撲社会には、江戸の相撲年寄が決めた相撲社会独自の統制があった。世話人や目代といった在方の高位責任者にはその実行権限が付与されており、世話人・目代免許は地域での地位や渡世の保証だけでなく、相撲年寄からの統制事項を伝え、組織的に守らせる目的も包括して発給されていた。そのため、世話人・目代の地位は、相対的に上昇していったと考えられる。これらの統制事項は、特定の条件下において相撲年寄間で権威や縄張りにある程度介入できる取決めがあった他、相撲取の地位・立場に対応した権利から逸脱した行動を取る者もいたため、これに対して取り締まりも行っており、江戸相撲社会内において自律的な罰則規定を設け、実行していたことがわかる。

二 相撲年寄の支配地域と門弟

これまで、相撲年寄から発給された免許状による在方統制の内容や形態と、実際にそれを現地で担う在方責任者

の立場について考察してきた。それでは、このように責任者が存在し、江戸相撲年寄の支配下に置かれた場所では、支配地域としての実態は如何なるものだったのだろうか。まずは、次の史料を見ていきたい。

〔史料十一〕文化二年 野州・常州門弟控帳^{〔41〕}

〔表紙〕「文化二年

野州

門弟控帳

常州

^{〔カ〕}

丑□月吉日

」

定

野州・常州門弟中、近年甚乱ニ相成り候ニ付、此度相改候上は相背申間鋪候事

一、御公儀御法度之儀ハ不及申ニ、急度相守リ可申事

一、古老之もの申間候儀、門弟中相守リ同腹可致事

一、博恵記口論ハ不及申ニ、道中旅籠屋、又ハ酒屋等ニおいて、及酒乱ニ候もの御座候ハ、ともく吟味仕、古

老之者へ申伝、急度破門可致事

一、江戸表より破門之角力取参り候とも、決て同宿同座致間鋪候、尤手前門弟之儀ハ、急度相慎可申事

一、古代より私門弟を取候事、不相成之儀ニ御座候、若取立門弟御座候ハ、江戸表へ申達、免許可請置事

一、老々年ニ両度ツ、積金角力・無尽角力両度可致事、尤積金之儀は門弟中持寄ニ致、残金之儀ハ慥成方へ預置、

門弟中之内にて長之煩等か、又ハ不事成儀にても出来致候ハ、古老之者立合之上、右之金子にて取計可申候、
 尚又無尽角力之儀ハ、古老之もの相談之上にて、年々壱人ツ、勸進元にて興行可致事
 右之條々相背候もの御座候ハ、急度破門可致候

江戸表目代

初石平八

七話人 今出川幸吉

漣 力吉

轟 斧八

重山茂八

重山梅藏

波風角右衛門

木村和五郎

(以下、門弟名列記略)

〈史料十二〉は、文化二年時の野州・常州の門弟とそれに対する取締や取り決めの内容を記した門弟控帳の定部分であり、次ページの【表】は〈史料十二〉に続く門弟と居住地の一覧表である。在方相撲社会が江戸相撲の支配下に入った中でも、比較的早い段階の事例であろう。この中で、〈史料六〉で門弟免許を受けた波風角右衛門が、世話人の肩書きで記されている他、門弟の名前に「木村」姓が二十四人と多いという特徴から、〈史料十二〉に記される地域は、木村庄之助の支配領域と考えられる。

同史料の特徴として、一国では無く二国に跨がって門弟を統括しており、六人の世話人が七十四名（全門弟署名七

【表】文化二年野州・常州門弟控帳記載場所／人名一覧

	地名(史料)	現在	人数	人名	備考
1	野州塩谷郡西根村	現宇都宮市徳次郎町	1	初瀬川源治郎	
2	野州塩谷郡高根沢村	現塩谷郡高根沢町	3	五月山利右衛門、春日野甚蔵、八重桜八三郎	
3	野州小木須村	現那須烏山市	1	鎌倉山善助	
4	野州塩谷郡三日市村	現芳賀郡芳賀町	1	来弥嶋右衛門	
5	下野国芳賀郡上稲毛田村	現芳賀郡芳賀町	2	木村儀十郎、稲出山郡蔵郎	郎有×2
6	下野国芳賀郡下水沼村	現芳賀郡芳賀町	1	放レ駒常吉	
7	野州芳賀郡生為村	現芳賀郡益子町	3	速力吉、白兼秋右衛門、荒砂留治	世話人速力吉住
8	野州芳賀郡七井村	現芳賀郡益子町	2	七瀬川利右衛門郎、木村嘉吉郎	郎有×2
9	野州芳賀郡大和田村	現真岡市、旧芳賀郡二宮町	1	木村猶平	
10	野州芳賀郡砂ヶ原村	現真岡市、旧芳賀郡二宮町	1	広瀬川兵蔵	
11	野州芳賀郡高田村	現真岡市、旧芳賀郡二宮町	2	力石亦治郎、木村磯介	
12	野州芳賀郡物井村	現真岡市、旧芳賀郡二宮町	1	初霞金五良	
13	野州芳賀郡久下田宿	現真岡市	1	松尾崎太右衛門	
14	野州芳賀郡稲毛田村	現芳賀郡市貝町	1	木村森右衛門	
15	野州芳賀郡市塙村	現芳賀郡市貝町	1	重松清吉	
16	野州芳賀郡文谷村	現芳賀郡市貝町	2	新井川半弥、新井川角右衛門	
17	下野国芳賀郡上根村	現芳賀郡市貝町	1	瀧ノ井久司	
18	下野国芳賀郡杉山村	現芳賀郡市貝町	1	小杉山勝之助	
19	下野国芳賀郡塩田村	現芳賀郡市貝町	1	今出川要吉	
20	野州芳賀郡赤羽村	現芳賀郡市貝町	1	小松崎磯八	
21	下野国芳賀郡邑上村	現芳賀郡市貝町	3	若竹吉之丞、浪渡長吉、浪ヶ関金八	
22	野州芳賀郡深沢村	現芳賀郡茂木町	1	いろは山吉兵衛	
23	野州芳賀郡高岡村	現芳賀郡茂木町	1	岩野戸利平治	
24	野州芳賀郡菅又村	現芳賀郡茂木町	1	波風角右衛門	世話人波風角右衛門住
25	小深村	現芳賀郡茂木町	1	一瀬川文蔵郎	郎有
26	下野国芳賀郡小井戸村	現芳賀郡茂木町	1	小嵐伊三郎郎	郎有
27	下野国芳賀郡牧野村	現芳賀郡茂木町	1	荒浜吉兵衛郎	郎有
28	下野国芳賀郡河又村	現芳賀郡茂木町	1	木村兵十郎	郎有
29	下野国芳賀郡広見田村	現芳賀郡茂木町	1	広瀬川周蔵郎	郎有
30	下野国芳賀郡黒田村	現芳賀郡茂木町	1	隅田川千吉	
31	下野国芳賀郡藤縄邑	現芳賀郡茂木町	1	月見崎与兵衛	

32	野州芳賀郡中嶋村	現小山市	1	嶋ヶ崎源治郎	
33	常州中郡友戸村	現桜川市、西茨城郡岩瀬町	1	桜川代吉	
34	常州中郡岩瀬村	現桜川市、旧西茨城郡岩瀬町	1	岩瀬川岩右衛門	
35	常州中郡本木村	現桜川市、旧真壁郡大和村	2	茂り山伝吉、木村伝藏	
36	常州真壁郡谷貝村	現桜川市、旧真壁郡真壁町	1	木村七郎左衛門	
37	常州真壁郡山田村	現桜川市、旧真壁郡真壁町	1	木村豊七	
38	常州中郡大泉村	現桜川市、旧西茨城郡岩瀬町	1	木村兵藏	
39	常州中郡亀岡村	現桜川市、旧西茨城郡岩瀬町	1	木村丈右衛門	
40	常州真壁郡田村	現桜川市	1	生駒山惣兵衛	
41	常州中郡橋本村	現桜川市、旧西茨城郡岩瀬町	1	木村新五郎	
42	常州中郡小嶋村	現桜川市、旧西茨城郡岩瀬町	1	木村佐七	
43	常州真壁郡有田村	現筑西市、旧真壁郡明野町	1	筑波山藤八	
44	常州真壁郡海老嶋村	現筑西市、旧真壁郡明野町	1	木村和五郎	世話人木村和五郎住
45	常州真壁郡稲荷新田	現筑西市、旧真壁郡関城町	2	小海川吉兵衛、稲荷山善治	
46	常州真壁郡小栗村	現筑西市、旧真壁郡協和町	4	崎川半治郎、木村多重、江戸崎長治郎、木村久和治	
47	常州真壁郡大関村	現筑西市、旧真壁郡河間村	1	高尾波兵藏	
48	常州真壁郡落合村	現筑西市、旧真壁郡河間村	1	今出川幸吉	世話人今出川幸吉住
49	常州真壁郡高嶋村	現筑西市	1	木村繁藏	
50	常州真壁郡柳村	現筑西市、旧真壁郡協和町	1	木村久兵衛	
51	常州真壁郡下館町	現筑西市	2	伊達山伊八、木村平重	
52	常州中郡笠間	現笠間市	1	木村金衛門	
53	常州真壁郡飯合内村	現笠間市	1	木村和介	
54	常州いばら城郡飯田村	現笠間市	1	木村安兵衛	
55	常州中郡大岩村	現常陸大宮市、旧那珂郡緒川村	1	岩ヶ崎源次郎 ^印	印有
56	常州中郡前沢村	現常陸大宮市上大門町か	1	荒手川助三郎	
57	常州中郡丈田村	現ひたちなか市、旧茨城県勝田市	1	木村彦八	
58	常州中郡久泉村		1	木村源藏	
59	常州筑波郡二分持村		1	倉瀬象吉	
60	常州真壁郡与無 [□] 田村		1	八重藤富右衛門	
61	常州いばら城郡池下村		1	木村重四郎	
62	野州芳賀郡和田村		1	和ヶ崎庄治	

註 (41) 文化二年「野州・常州門弟控帳」より作成。なお地名は、『旧高旧領取調帳』（木村礎校訂 東京堂出版 1995年）、『日本歴史地名大系第八巻 茨城県の地名』（平凡社 1982年）、『同第九巻 栃木県の地名』（同1988年）、『復刻古地図 天保十四年（一八四三） 富士見十三州輿地全図之内常陸・下野・上野三國図』（人文社 2006年）を参照した。現在地が不明の部分については空欄としている。

十八名)もの地域の門弟をまとめ上げていたことがわかる。さらにこの世話人から、江戸表目代二人を中継し、江戸の相撲年寄へとつながる当時の在方相撲集団の構成が本史料から見て取れる。

ここに登場する、江戸表目代の「初石平八」「重山茂八」という人物は、史料中の書上にも江戸番付にも確認出来ない。江戸表目代という役職だが、文化九年付の越後国頸城郡大野村(糸魚川市大野)八幡宮再建における祭祀勸進相撲で、高田関町(現新潟県上越市高田)に居を構える「江戸年寄目代」に協力を要請し、この人物が相撲取方を取り仕切っていることがわかる史料がある。このことから「江戸表目代」や「江戸年寄目代」など、「江戸」を冠する目代でも、その地域に籍を置く在方の目代であると考えられる。(史料十一)に登場する二人の江戸表目代は、常州・野州の相撲社会における在方側の最高責任者であり、在方と江戸の仲介役であったと判断できる。それは、(史料十一)に記載された世話人の存在と合わせて、文化二年の時点で、目代と世話人の二重の在方責任者を通した統制経路が既に構築されていたことを示している。

それでは、在方相撲取が居住している場所の内訳を見てみよう。江戸の相撲年寄へ門弟が存在する範囲は、〔表〕から常州は旧那珂郡、旧真壁郡、旧茨城郡、旧筑波郡、野州は旧芳賀郡、旧塩谷郡と、かなり広範囲にわたる影響力があったことがわかる。一国内で固まっているのではなく、二国に跨がって相撲年寄の統制地域が広がっていたことが確認できる。この内、村方が相撲取居住地の主流であったが、村方以外にも笠間城下や下田城下、久下田宿など、藩のお膝元や宿場に居住している者も見受けられる。

大まかに居住地域を分類すると、大多数の門弟は下野・常陸の国境に沿う形と、芳賀郡の北側で広がっている。同地域において、国境沿いで在方相撲は広まり、相撲年寄側もそれに対応した形で勢力を拡大していた結果であると考えられる。おそらく、元々この辺りで国境に関係なく相撲が盛んだった中で、江戸の相撲年寄がこの地を配下に治め

る過程で、そのまま合同の相撲統制体制が形成された結果であろう。

これらの情報を受けて、今度は定の部分から、在方相撲社会の構造についても確認しておきたい。順番が逆転してしまうが、まず最後の簡条を見ていただきたい。この簡条には、相撲興行における積立金について、「尤積金之儀は門弟中持寄ニ致、残金之儀ハ慥成方へ預置、門弟中之内にて長之煩等か、又ハ不事成儀にても出来候ハ、古老之者立合之上、右之金子ニて取計可申候」と記され、相撲渡世を行う積立金が門弟中でされており、その金子から病人などへの手当が成されていた。同地において、在方相撲取の相互扶助構造が相撲社会内に存在していたことが確認でき、ひいては在方相撲も既にこの段階で、渡世を行う社会として明確に形成されていたことがわかる。

さらに、史料の五箇条目を見てみよう。五箇条目には「古代より私門弟を取候事、不相成之儀ニ御座候、若取立門弟御座候ハ、江戸表へ申達、免許可請置事」と記されており、勝手に門弟を取ってはならないこと、門弟を取る際は必ず江戸の相撲年寄に知らせ、免許を交付してもらうことが記されている。高整氏は、天保以降に統一的な免許発給を通して地方の組織化が積極的に進行しており、それ以前の免許発給は個別的・原始的と主張されているが¹³、本史料は文化二年時の規定であり、免許発給による在方相撲組織化の萌芽が窺える。つまり本史料の段階で、未成熟ながらも既に在方において統制を行う為の体制が形成され、江戸相撲年寄からの免許発給によつてこれを支えていた。

また門弟免許の発給がこの段階において、在方から江戸へ連絡をすることで受けられるという事実は、門弟免許が一方的に発給されていたものではなく、在方からの申し出を受け発給されていたことを示している。この点は、時代が下るとより顕著になる。それが次の事例である。

〔史料十二〕 江戸後期 追手風喜太郎より佐藤茂左衛門宛書状¹⁴

一筆啓上仕候、残暑甚敷候得共先以其御地皆々様御揃益々御機嫌能被遊御座奉恐賀候、随而下拙無別条罷在候間乍憚貴意易思召可被下候、然者先達而中者種々御世話相成千万難有仕合奉存候、其節御頼之免許式通差送申候間金三両宛御受取被下、江戸表江御届可被下候様偏二奉頼入候、尤相撲出来二相成候節者为土俵金式歩^分江戸表御送り可被下候、先者時候御窺旁右の段申上度早々如斯二御座候、以上

七月十日

追手風喜太郎

佐藤茂左衛門様

尚々御村方若者衆中様、親類衆中様、藤野村、尾ぶち村、^(小)沢井村皆々様江宜敷御伝声奉願上候

〔史料十二〕は、追手風喜太郎から相模国津久井郡小淵（現神奈川県相模原市緑区）の相撲責任者であり、追手風の一族であった佐藤茂左衛門への書状である。明確な年月日は記されていないため不明であるが、明治五年に伊呂派山茂左衛門（佐藤茂左衛門の四股名）宛に追手風喜太郎より世話人免許が発給されており、⁽⁴⁵⁾本史料は江戸表と記されている事からそれ以前の幕末期の史料であることが確認できる。内容としては、村方の者から免許の依頼が来たことで、相撲年寄追手風喜太郎がこれを作成し、村方に二通送ったこと、佐藤茂左衛門を仲介役とし、免許状一枚につき三両ずつ支払うこと、在方で興行する際は土俵利用料として金貳分を江戸に送るように、というものである。ここに記されているように、相撲に関わる免許は、金子と引き替えに入手するものであり、さらに在方側からの依頼が、免許交付のきっかけとなることが確認できる。〔史料八〕でも、三代目伊勢ノ海五太夫に村方の人物が直談判し、土俵免

許を再発給してもらっているように、相撲に関わる免許の発給というのは、江戸側からの一方的な働きかけでは無く、在方側から行われるというのが基本であった。

一方で書状からは、免許が相撲年寄にとって重要な収入源であったと窺える。書状で追手風喜太郎は、免許状一枚につき三両の金銭を江戸に送るように申し渡し、相撲興行を行う際は、土俵の利用料として金二分を納めるように要求している。これらの金銭徴収から、在方の相撲社会が相撲年寄からの許諾と支配統制だけでなく、金銭的にも基盤となっていた事実が浮かび上がる。特に免許一枚につき三両という値段から鑑みるに、在方門弟達への免許発給に対する金銭徴収で、かなりの収入があったと考えられる。

この事実から推測するに、在方側の免許需要に相撲年寄側が積極的に関わっていたと考えられる。この需要に応える形で免許は交付されるが、免許は単なる在方支配や、人材基盤整備の道具にとどまらず、相撲年寄側の重要な資金収入源の一つであったことがわかる。

ところで、江戸相撲に在籍する在方門弟の取り方は、世話人・目代などの責任者が勝手に取るのではなく、在方の希望者からの要請を受け、責任者が門弟希望者と江戸の相撲年寄とのパイプ役となり、免許の申請をする形が基本であったようである。この交付形式は、たとえ形ばかりではあっても地域の門弟が在方の最高責任者ではなく、あくまでも相撲年寄配下の一責任者であると言う江戸側のスタンスを表し、同地の相撲社会の最高責任者は相撲年寄であることを示したものだらう。このような江戸側の姿勢は、それだけ在方の統括に力を入れている現れでもあった。

三 在方相撲責任者の成長

〈史料十一〉の定は、「野州・常州門弟中、近年甚乱二相成り候二付、此度相改候上は相背申聞鋪候事」という背景

から規定されたものであることが、文中に明示されている。逆説的に言うと、ここに記されている禁則事項はこの史料が作成された以前に実際に行われていたと言えよう。すなわちこの土地では、かつて免許を受けた者によって勝手に弟子を取ることが行われており、在方における相撲責任者が、弟子の困い込みを行っていた事が理解できる。文化二年時点で、相撲責任者が在方相撲社会の中で一段上の地位を築き、権威を構築していく段階にあったことが見て取れる。

さらに時代が下ると、免許でも相撲年寄と在方の責任者の連名で門弟免許が送られている場合がある。例えば天保七年七月に三代目浦風林右衛門によつて発給された、信濃国小県郡坂井村（現長野県上田市）の境川嘉十郎宛門弟免許には、連名に「信州小県郡長瀬村 目代上原源五右衛門為久（花押）」とあり、⁴⁶当地の責任者である目代の影響が強いことが窺える。江戸相撲の中心人物たる相撲年寄との連名が成されるという事実は、その地域の相撲責任者の権威が、単なる在方と江戸のパイプ役の段階から、相撲年寄が無視出来ない程に増大したことを示している。

このような段階を経て、在方の相撲責任者も独自の免許状を発給し、その下に江戸相撲年寄が認可していない弟子を持つ状態に発展している事例もある。次の史料を見て頂きたい。

〔史料十三〕 文久二年七月 江戸相撲弟子入免許状⁴⁷

免許 ④

一、其許儀相撲執心実体に付、此度相改拙者弟子ニ差加申処実正也、然ル上者 御公儀様御法度之義ハ不申及、相撲作法急度相守可申候、興行場所者勿論神事祭祀寄相撲有之候節者、不埒成義無之様平日万端心掛可申候、尤致出情候上者江戸御年寄ハ免許貫請引替可致候、為後日之免許相渡候、仍而如件

文久二年戊七月

相撲年寄

丸山金兵衛^印

越後国頸城郡大鹿村住人

鹿ノ森八藏殿

〔史料十三〕は、丸山金兵衛という人物より発給された門弟免許である。丸山金兵衛は「相撲年寄」とこの免許の中で名乗っているが、江戸の相撲年寄に丸山金兵衛という名跡は存在しない。丸山金兵衛は、安政六年に旧頸城村域内（現新潟県上越市頸城区）にて、江戸相撲の者達が巡業で村方相撲の者相手に相撲を取った史料で、他の四股名持ち門弟と共に行司として参加しており、高田田端に居を構える人物であることが判明している。⁴⁸ おそらく在方相撲の中心人物の一人、と言った立ち位置であろう。

免許内容に目を移すと、宛先である人物は既に鹿ノ森八藏という四股名を持っている。これが師匠となる丸山金兵衛がつけたものなのか、自ら名乗っていたのかは不明だが、「其許儀相撲執心実体に付」と記す時点で、この免許発給以前より在方の相撲取として活動していたことがわかる。加えて、在方の責任者丸山金兵衛は「相撲年寄」を名乗っており、在方責任者としてだけではなく擬似的な相撲権威として、この鹿ノ森を弟子として取っている。また相撲に精を出したなら、江戸の相撲年寄に働きかけて正式な江戸相撲の門弟免許を発給してもらえよう働きかける、という内容も記されている。この場合は、在方の相撲責任者自身が単なる「在方統括責任者」とどまらず、江戸の相撲年寄に類似する「師匠」としての性格を持ち合わせており、江戸の相撲集団を模倣した小規模な在方相撲集団が形成されていたことが確認できる。その場合「師匠」たる在方の相撲責任者は、江戸の相撲年寄を模した擬似的な相撲権

威となり、江戸の相撲年寄を背後に示すことで、自らの正当性を在方の者に知らしめていたのであろう。

〈史料十三〉においても一つ特徴的な点として、その文面がある。在方責任者の門弟免許状の誓約文言は、門弟認可文言、風紀統制文言を盛り込んでいるように、これまでに見てきた江戸相撲年寄が発給する門弟免許に準じた形式を取っていることが、本史料からは明らかである。文章内容が〈史料七〉の他、文久元年十月に浦風林右衛門が越後国魚沼郡池平村（現新潟県魚沼市池平）の白風福三郎宛に発給した門弟免許に酷似しており、加えて同じ越後国のものであることから、この免許が浦風林右衛門が発給する門弟免許状に準じた物であり、丸山金兵衛が言う江戸相撲年寄も、浦風林右衛門のことを指すのではないかと推測される。在方で江戸相撲に存在する權威に則った免許状を作成することで、在方責任者自身に擬似的な相撲權威を付与し、それを在方の相撲取に主張する効果を持っていたのだらう。

最後に、次の史料から、当時の在方相撲責任者任命の特徴について見ていきたい。

〈史料十四〉 寅七月 当国目代役名披露大相撲興行引札綴⁽⁵⁰⁾

(一)

口演

残暑甚々數御座候処、各々様益御機嫌克被遊御座恐悅至極ニ奉存候、然者父勇七義、是迄目代役相勤罷在候処、及老衰ニ候ニ付、今般江戸表年寄中引統私江当国角力目代役被仰付難有頂戴仕、依而村方預り御蟲貞二名披露う与して、来ル廿五日合廿七日迄晴天三日之間、於当所勸進大角力興行仕候間、何卒被仰合早朝合御賑々數御来

□□程偏ニ奉希上候、以上

寅七月

雨天日送り

百々村

甲斐ヶ関改

勸進元 三立山 勇藏

差添 四ッ石 茂兵衛

千

秋

万

大々叶

歳

ト 角力惣世話人中

リ 惣角力中

モ 惣村中

(一)

代唇

残暑退兼候処、各様益御安健被為成御座恐悦之御儀奉存候、随而私儀年来相撲世話人ニ罷在候処、此度当国并近
国目代被申付宴加之至奉存候、右為披露来ル廿九日迄晴天三日之間、当所氏神社地ニ於て勸進大相撲興
行仕候間、何卒各様早朝御賑々數御来駕被成下候様伏而奉希上候、以上

德永村

取持

寅七月

若者中

同

中 老 中

取持

惣 相 撲 中

勸進元

名取川利右衛門

千秋方歳叶

〔史料十四〕は、江戸の相撲年寄から甲斐国の目代に任命されたことに際し、(一)では甲斐ヶ関改め三立山勇藏、(二)では名取川利右衛門が名披露目の勸進相撲興行を行うことを喧伝する引き札である。同じ「寅七月」の年月日となっているが、興行日が違うことや、それぞれが勸進元となっていることから、別々に行われたものである。⁽⁵¹⁾

(一)では、父親の勇七という人物が今まで当国の目代を務めてきたが、老年にあるためこの度江戸の年寄から父の跡を継ぎ、当国目代に任命されたことが記されている。父の勇七の四股名だが、文政十年に甲府教安寺で開催された相撲興行の番付に、「三立山勇七」という名の相撲取が参加しており、これが三立山勇藏の父で当国目代であった勇七の現役時代と考えられる。⁽⁵²⁾ すなわち目代になることで、元々の四股名である甲斐ヶ関から、三立山勇藏という名に改名している事実は、四股名が当地の相撲責任者を継ぐ明確な証となっていたことの表れであろう。(二)でも、それまで世話人であった名取川利右衛門が、「当国并近国目代」に任命されたとある。この名取川という四股名を持つ相撲取

だが、「名取川弥惣治」という人物が、同地の目代として名取川利右衛門以前に存在している。⁵³（一）の史料を鑑みるに、（二）のこの二人も父子か、あるいは師弟関係であったと考えられる。こちらの事例でも、「名取川」という四股名が同地域の在方相撲権威の象徴として扱われていたことが窺える。

この〈史料十四〉は、相撲年寄が在方における責任者の任について、親子あるいは師弟間の引き継ぎを容易に認可していることを示している。この点は、在方責任者側としては、地域の相撲社会の中で権威を一家・一統で維持する狙いがあった一方、相撲年寄側も、より楽で確実な支配基盤の移譲を意識していたと推測される。なお、右のような支配状況を継続して引き継いでいくために、江戸の相撲年寄達の支配勢力差が連鎖的に拡大していく可能性を、ここで指摘しておきたい。すなわち大きな権利・権力基盤を持ち、相撲社会として安定している在方の統制基盤も代々引き継ぐことが出来るであろう名跡と、それ以外の相撲年寄の間で、地方において勢力差が発生していたと推測される。さらにここで挙げた、責任者の四股名が次代へ継がれていくという特徴からは、在方における四股名の名跡化の様相が見て取れる。江戸の相撲年寄名跡のように、すぐに当該地域の相撲社会の有力者であるとわかる四股名は、在方相撲責任者の一家、もしくは一統がその権威を受け継ぎ、それを対外的に示すことができる機能を持っていた。

在方と江戸の師弟関係は、師匠―目代―世話人―数多の門弟という体制があった。在方責任者達は、この体制内に所属し相撲年寄の権威構造の中に組み込まれた一方で、世話人や目代は中間管理職として、興行の他に門弟免許の申請、在方相撲取の統制などを行う立場にあり、次第に力を増していった。この結果、在方責任者自身もその権威を象徴するものとして、江戸相撲年寄から発給される門弟免許を模倣した独自の門弟免許を作成し、それを自らの門弟に渡す者が現れるまでになった。このように在方の相撲責任者の一部は、擬似権威を高めると共に、江戸相撲を模倣した権威相撲集団もどきを作っていた可能性がある。また、このような在方で権威を確立した者達は、地域内でその権

威を一家・一統で引き継いでいき、相撲年寄側もそれに便乗していたと指摘できよう。

おわりに

本稿は、先行研究であまり触れられてこなかった近世の相撲社会において相撲年寄が発給した免許の書式や内容の分析を通し、その特徴や影響に検討を加えたものである。最後に、ここまで述べてきたことを改めてまとめた。

相撲年寄から発給される免許は、江戸から在方に向けられる相撲統制に対し、大きな比重を占めていた。この免許には、門弟免許、世話人免許、土俵免許、太鼓槽免許など多様な種類があったことが確認されたが、このような種類の増加背景として、在方側の故実需要の隆盛があった。江戸側としても、門弟化した上でさらなる様々な免許統制を加えることで、より堅実な在方統制を行っていたと考えられる。

更に、免許状に書かれた相撲年寄に着目すると、一派内で複数の相撲年寄を抱えていた場合、その一派のトップが免許発給の決定権を握っていた一方、別名跡同士で合同免許を発給する場合もあった。また誓約文言や書式の内容については、最低限のルールの他は明確な書式規定が存在せず、その署名・文章形態の違いは特定相撲年寄が権威の上昇を図った動きが反映されていた。これに合わせ、在方もより大きな権威の傘下に入り、その権力にあやかっていた実態が存在していた。

一方で在方に対する統制内容にも注目し、江戸相撲とそれ以外、特に江戸相撲の支配下から外れた者や特権を持たない相撲取との差別化を図り、彼らを厳しく統制すると同時に、江戸相撲社会内で自律的な罰則規定を持っていたことを明らかにした。また相撲年寄の支配地域は、国をも超えた幅広い範囲を支配下に置いており、そこに築かれた在

方と江戸の師弟関係による組織体制化の基盤は、一部地域では未成熟ながらも文化年間には既に形成されていたと推測される。

加えて在方側が免許状を要求している事例から、在方側の需要に相撲年寄が積極的に関わり、同時にこれが相撲年寄の重要な収入源だった事にも言及した。一方、世話人や目代のような責任者自身の権威について、相撲年寄が発給していた世話人免許や目代免許の効力が増すことで在方責任者の権力も増したことを指摘した。彼らが江戸相撲を模倣した独自免許を門弟に発給することにより、在方相撲社会内での権威をさらに高めた事例や、在方責任者が自らの四股名を名跡化し、子息や門弟に継がせることで、在方相撲社会における一統としての権威を固めていた事例の存在からは、在方相撲社会は単なる江戸相撲社会の下請けではなく、独自の渡世社会としての機能を持ち、その責任者となった者達は、江戸相撲社会の権威を模倣し、或いは利用しながら、自らの在方における権威を形作り、在方における渡世の優位性を確保していたことが確認出来た。この一方で、支配地域の引き継ぎにより、大物の相撲年寄と中下級年寄との支配勢力差が連鎖的に拡大していったと考えられる。

以上のような点から、免許状が江戸相撲側の在方統制において大きな意味を持ち、重要な側面を担っていたことを確認することが出来た。近世後期の相撲社会において、免許の交付は、ただその地域を配下に置きその代表者を門弟化したり、土俵などの使用を許可するだけの意味にとどまらず、相撲社会の安定的運営と存続のため、極めて重要な位置を占めるものであった。この免許を介した江戸相撲の支配・統制を受けて、時代が下るにつれて在方の相撲責任者が自らの権威を拡大し、江戸の相撲権威を模倣する程に成長すると同時に、そのような各地の在方相撲社会を包括した、江戸を頂点とする一大相撲社会が構築されていくことが指摘できる。一方でこの統制構造は、近世から近代に移行する過程で、社会の混乱・変化と連動して変質していく傾向にあったと推測される。⁵⁴⁾この移行過程の相撲社会、

特に地域に根付いている在方相撲社会の動きや変化については未だ不明な点も多いため、これらの事例を集積・分析することで、近世―近代移行期の相撲社会状況の実態に、より迫ることが出来ると考える。この点については、今後解明していきたい。

註

- (1) 近世の江戸相撲社会において、師匠(親方)として弟子の相撲取を抱え、四季勸進相撲興行や地方巡業の中心となった者達。同じく相撲集団を形成した京・大坂の他、地方相撲では相撲頭取と呼ばれた。
- (2) 高柳眞三・石井良助編『御触書天明集成』(岩波書店 一九三六年) 九五三頁
- (3) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会 一九八九年) 一四頁
- (4) 高埜利彦「相撲年寄―興行と身分―」(塚田孝編『シリーズ近世の身分的周縁三 職人・親方・仲間』吉川弘文館 二〇〇〇年) 一一二―一二二頁。高埜氏は同稿において、対談の内実を示す事例として、天保十三年に相撲年寄楯山藤蔵が常州下館の者達に宛てた「相撲対談一札之事」の証文を挙げ、これが興行契約書であることに言及している。
- (5) 高埜前掲註4 二二二頁
- (6) 新田一郎『相撲の歴史』(講談社 二〇一〇年) 二六八―二六九頁
- (7) 吉田追風家は熊本藩細川家に仕え、代々「本朝相撲司御行司」を称し、相撲故実の家元として全国の相撲取・行司を統制する権力を持ち、独自に発案した横綱免許を発給した家である。なお、相撲故実や吉田司家については、高埜前掲註3、新田前掲註6の他、土屋喜敬「文政後期の江戸相撲と吉田善左衛門家」(竹内誠編『徳川幕府と巨大都市江戸』東京堂出版 二〇〇三年) などの研究がある。特に土屋氏は同研究で、吉田家が免許・証状の発給により、改めて相撲が家職であることを江戸相撲に示す一方、受け手の相撲年寄・相撲取・三河屋が吉田家により江戸相撲における地位を保証されたと指摘している。(同三〇六頁)
- (8) 高埜前掲註4 二二二―二二五頁
- (9) 〈史料六〉 参照。
- (10) 高埜前掲註4 二二二―二二五頁
- (11) 『長野県史 近世史料編 第八卷(二) 北信地方』(長野県史刊行会 一九七六年) 四九一―四九二頁

- (12) 『長野県史 近世史料編 第八巻 (二) 北信地方』 八一頁
- (13) 『長野県史 近世史料編 第三巻 南信地方』 (長野県史刊行会 一九八三年) 一〇三三頁
- (14) 土屋喜敬「近世後期の相撲興行と両国地域」(東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『東京都江戸東京博物館調査報告書第二四集 両国地域の歴史と文化』東京都・東京都歴史文化財団・東京都江戸東京博物館 二〇一一年) 八八頁。なお槽については、服部幸雄「大いなる小屋 近世都市の祝祭空間」(平凡社 一九八六年)等の記述が詳しい。
- (15) 『長野県史 近世史料編 第一巻 (二) 東信地方』 (長野県史刊行会 一九七二年) 七九〇頁
- (16) 土屋喜敬「近世後期江戸周辺地域における相撲興行―武蔵国多摩郡を中心に―」(『宗教・芸能・医療―関東近世史研究論集―』関東近世史研究会編 岩田書院 二〇一二年) 二六八―二六九頁
- (17) 『長野県史 近世史料編 第一巻 (二) 東信地方』 九五二頁
- (18) 『長野県史 近世史料編 第二巻 (二) 東信地方』 (長野県史刊行会 一九七九年) 六〇九頁
- (19) 『大相撲人物大事典』ベースボール・マガジン社 二〇〇一年 六八七、六九七頁
- (20) 実際、嘉永元年六月付で発給された越後国魚沼郡十日町鎮守諏訪大明神の土俵免許も、木村瀬平は木村庄之助との連名である。(十日町市史編さん委員会『十日町市史 資料編五 近世二』十日町市役所 一九九三年 六七四頁)
- (21) 高埜前掲註4 二二六―二二八頁、
- (22) 『長野県史 近世史料編 第七巻 (三) 北信地方』 (長野県史刊行会 一九八二年) 五二四頁
- (23) 阿武松庄吉の師匠は、六代横綱阿武松緑之助である。阿武松緑之助は武隈・雷の弟子であった。一方、境川は時期的に四代目に当たりますが、師匠の三代目が先代浦風林右衛門の門下であった程度の繋がりに留まる。そして浦風林右衛門は六代目であり、本人は先代浦風の門下である。(飯田昭一編『史料集成江戸時代相撲名鑑』(日外アソシエーツ、二〇〇一年 二六八、二八三―二八五、六六三―六六四頁)
- (24) 『茂木町史 第三巻 史料編二 近世』(茂木町 一九九八年) 九一二頁
- (25) 『群馬県史 資料編十一 近世三「北毛地域二」』(群馬県 一九八〇年) 九三三頁
- (26) 例えば文化十四年の時点で、信州善光寺横沢町世話人宛に木村庄之助が発給した土俵免許に、相撲取が来て土俵の使用について妨害を受けたならば、免許を以て申し聞か

せよという旨が記されており（『長野県史 近世史料編 第七卷（二）』七五四頁）、同じく木村庄之助が天保二年に武州高麗郡野々宮村世話人他宛に発給した子供相撲の土俵免許では、これに加えて相撲の破門者に対する取締事項が記されている（『新編埼玉県史 資料編十四 近世五』埼玉県 一九九一年 四一三頁）。なお、免許文面の推移に関する詳細な分析については、別稿にて予定している。

- (27) 高埜前掲註3 二八頁
- (28) 〈史料三〉の浦風は四代目、〈史料七〉は五代目、〈史料五〉は六代目に当たる。（前掲註23 二六七―二六八頁）
- (29) 『小山市史 史料編 近世Ⅱ』（小山市 一九八三年）一〇六四―一〇六五頁
- (30) 前掲註23 二二八頁
- (31) 『小山市史 史料編 近世Ⅱ』六五九―六六〇頁、〈史料九〉。
- (32) 高埜前掲註3 一五―一七頁
- (33) 高埜前掲註4 二二―二三頁
- (34) 前掲註31参照
- (35) 『長野県史 近世史料編 第五卷（三） 中信地方』（長野県史刊行会 一九七四年）九八―九九頁
- (36) なお高埜氏は相撲世話人について、近郷の門弟の統制権限付与の一方、差構えの者との同伴を禁ずる命令を下さ

れ、目代の権限については門弟の統制の他に問題のある門弟の破門や相撲年寄から独立して相撲を行う者の統制と紹介しているが、〈史料九、十〉を見る限り、世話人であっても独立して相撲を行う者の統制等も担っていたようである。この辺りについては、高埜氏が挙げた例が天保―弘化期の雷権太夫を中心とした免許であるのに対し、本稿の世話人免許が嘉永―文久期の伊勢ノ海村右衛門と浦風林右衛門であり、年寄の違いや時代の推移による記載の違いもあると思われる。（高埜前掲註4 二二―二三頁）

- (37) 高埜前掲註4 二二―二三頁
- (38) 「相撲免許状等」（七尾町旧記）『七尾市史 資料編一』七尾市 一九六八年）九〇頁
- (39) 新田前掲註6 二六三、二七三頁
- (40) 新田前掲註6 二六八―二六九頁
- (41) 『茂木町史 第三卷 史料編二 近世』九二―九一七頁
- (42) 『糸魚川市史 資料集1―文書編』（糸魚川市役所 一九八六年）三〇九―三一六頁
- (43) 高埜前掲註4 二二五頁
- (44) 『藤野町史 資料編上 原始・古代 中世 近世 寺社』（藤野町 一九九四年）七五―八頁
- (45) 『藤野町史 資料編上 原始・古代 中世 近世 寺

社』七六一頁

(46) 『長野県史 近世史料編 第一卷 (二) 東信地方』七八九—七九〇頁

(47) 『上越市史 資料編5 近世二』(上越市 二〇〇二年) 二二〇頁

(48) 『頸城村史 資料編』(頸城村 一九八八年) 三六四頁

(49) 群馬県立文書館 萩原正一家文書 前橋市東善町 P 八四二〇—八八

(50) 『山梨県史 史料編十三 近世6上 全県』(山梨県 二〇〇四年) 九六四—九六五頁

(51) 寅七月の時期であるが、(一)については、文政十年(一八二七)に甲府の教安寺で行われた相撲の番付に、「三立山勇七」という相撲取があり、これが勇蔵の父の現役時代と思われる。則ちこの父親が目代になり、年老いて息子が引き継ぐ時期の「寅七月」を逆算すると、安政元年(一八五四)かと考えられる。(二)については、弘化二年に甲府一蓮寺興行に名取川利右衛門が世話人として関わっていることから、これ以降の安政元年(一八五四)か慶応二年(一八六六年)が候補として挙げられる。(「教安寺境内大相撲興行番付」『一蓮寺境内大相撲興行番付』『山梨県史 史料編十三 近世6上 全県』九一四—九一五頁)

(52) 「教安寺境内相撲興行番付」『山梨県史 史料編十三

近世6上 全県』山梨県 二〇〇四年) 九一四頁、また、嘉永四年九月十八・十九日に有野村(現南アルプス市)で開催した祭礼奉納相撲の願書に、村役人と共に「当国相撲取目代」の勇七の名が記されている。(『山梨県史 通史編 四 近世二』山梨県 二〇〇七年 二八六頁)

(53) 例えば文化六年の甲府信立寺境内で行われた相撲興行では甲州相撲世話人、文政十年に甲府教安寺で開催された興行では甲州目代として名取川弥惣治が関わっている。「大相撲番付」『教安寺境内大相撲興行番付』『山梨県史 史料編十三 近世6上 全県』九一三—九一七頁)

(54) 明治初期には、江戸幕府体制の崩壊で、吉田商家を頂点とする江戸相撲社会の故実支配体制の支柱を失ったこと、文明開化の動きの中で、相撲が前近代的な風俗として廃止論も強かったこと、明治二年(一八六九)の廃藩置県のあたりを受け、抱え相撲取を始めとした有力相撲取の経済生活に打撃を与えたことなど、近代移行期の社会変動は相撲社会にも強い影響を及ぼしており、当時の江戸(東京)相撲は混乱の最中にあった。(新田前掲註6 二七七—二八六頁) 元々この配下にあった地方相撲社会においても、混乱が生じていたと推測される。